平成２９年（フ）第１９４３号
名古屋市港区当知１丁目602番地　グランドヒルズ酒井301号
債務者　佐藤　道成
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９４５号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町２丁目10番地　サンハウス小幡緑地東３Ｅ号
債務者　桑名多津子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５４号
愛知県瀬戸市神川町62番地　ルーチェ201
債務者　加藤　里枝
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１４号
愛知県日進市米野木台１丁目803番地　オータム203
債務者　梅田　紀子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１３２号
名古屋市港区稲永４丁目７番７－103号　東稲永荘
債務者　福士　純一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１４９号
名古屋市天白区大坪１丁目803番地　ヒルトンブルー301号
債務者　早川　　誠（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字御字神116番地
債務者　酒德　　隆
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１１号
愛知県稲沢市長束町カキ田１番地４　アーバンラフレ稲沢３－203
債務者　坂　　祥充
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１５号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前76番地　リトルタウン福塚Ⅱ313号
債務者　山地　春子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１６号
愛知県稲沢市駅前３丁目４番４－102号
債務者　橋爪　博史
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３２１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚388番地　雇用促進住宅扶桑宿舎１棟310号
債務者　大河内妙子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５０５０号
大阪市都島区東野田町２丁目８番18号　第一有保マンション　２Ｆ３号
債務者　玉屋　惠子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１８６号
大阪府東大阪市小若江３丁目15番２号
債務者　八木香奈子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２００号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目５番21－601号
債務者　駒田　美保（旧姓斎藤）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２１４号
大阪市平野区加美東１丁目13番54号　プチメゾンⅢ402
債務者　田中多津子こと　田中三津子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２１７号
大阪府東大阪市小若江３丁目12番６号
債務者　山本勝治こと　ＣＨＯＩ　ＨＯＣＨＡＮ　崔　　浩讃
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３０５号
大阪府東大阪市横小路町５丁目８番15号　細川グリーンハイツ　307号室
債務者　谷本　文司
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部